

令和 7 年度鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 Q & A

【目 次】

1 給付金について

- Q 1 給付金の目的は。
- Q 2 なぜ、LP ガスが支援対象なのか。
- Q 3 給付金の支給額は。

2 給付金の支給対象事業所等について

- Q 4 給付金の支給対象事業所等は。
- Q 5 休止中の事業所等は、支給対象事業所等に含まれるか。
- Q 6 事業所等は鹿児島県内にあるが、法人の本社が鹿児島県内にない場合、給付金を受給できるか。
- Q 7 訪問系サービス、相談系サービスの事業所が支給対象とならないのはなぜか。

3 給付金の受給手続について

- Q 8 給付金を受給するためには、どのような手続が必要か。
- Q 9 複数の事業所等を運営している場合、事業所等ごとに申し出るのか。法人で事業所等を取りまとめて申し出るのか。
- Q 10 LP ガスを使用していることが分かる書類とは。
- Q 11 複数の対象事業所等が 1 つの建物の中にあり、LP ガスの契約が 1 つになっている場合（個々の対象事業所等で契約していない場合）、提出書類はどのようにすれば良いか。
- Q 12 対象事業所等であるのに、給付金の「支給通知」が届かない。
「支給通知」に記載されていない事業所等がある。
- Q 13 給付金の受給を辞退したい場合は。
- Q 14 給付金の受給口座を変更したい場合は。
- Q 15 各申出書に添付する書類や通帳等について、スマートフォンなどで撮影した画像でもよい。
- Q 16 インターネットバンキングを利用しているが、振込口座が分かる書類とは何を
用意すればよい。
- Q 17 申出書等書類提出後、記載漏れや記載誤りに気づいた場合は、どうすればよい
か。

4 問合せ等について

Q18 給付金はいつ支給されるか。

Q19 給付金全般に係る問合せ先は。

Q20 申出書等が県へ到着したか、また、審査状況や支給日等を確認したい。

Q21 この給付金と同じ目的（Q1参照）の給付金又は補助金等を市町村等から既受給している、又は今後、受給する予定があるが、この給付金も受給することができるか。

5 その他

Q22 支給された給付金について、使用に係る制限があるか。

Q23 この給付金は税務上、課税対象となるか。

Q24 この給付金について、県から電話がかかってくることがあるか。

1 給付金について

Q1 給付金の目的は。

国が定める障害福祉サービス等報酬などにより運営を行っている障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）では、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを利用者へ継続して提供するとともに、安定的な運営を行えるよう、「ＬＰガス使用に係る経費」の価格高騰分の一部を支援するために支給するものです。

Q2 なぜ、ＬＰガスが支援対象なのか。

電力（低圧・高圧）、都市ガスについては、国において、物価高騰対策として、家庭・企業に対し、利用料を直接的に軽減する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が実施されてきたところです。

また、利用者の送迎車両等において使用するガソリン価格等についても、国の激変緩和措置により、価格急騰の抑制が図られてきたところです。

ここで、国の物価高騰対策の支援対象となっておらず、障害福祉サービス事業所等の運営に大きな影響を与えているものと考えられる、「ＬＰガス」の価格高騰分の一部を支援することとしたものです。

Q3 給付金の支給額は。

給付金は、「LPガスを使用する事業所等への給付金」です。

指定を受けているサービス種別に応じ、下表の金額を事業所等ごとに支給します。各給付金の支給は、1事業所1回限りです。

(例) A法人：「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の事業所を運営
⇒「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」それぞれに給付金を支給

第1欄			第2欄
分類	No.	サービス名	LPガスを使用する 事業所等への給付金
通 所 系	1	療養介護	2千円／事業所
	2	生活介護	
	3	自立訓練	
	4	就労移行支援	
	5	就労継続支援A型	
	6	就労継続支援B型	
	7	児童発達支援	
	8	放課後等デイサービス	
	9	短期入所	
入 所 ・ 居 住 系	10	施設入所支援	定員40人以下 7千円／事業所
			定員41人～60人 11千円／事業所
			定員61人以上 17千円／事業所
	11	障害児入所施設	17千円／事業所
	12	共同生活援助	定員40人以下 7千円／事業所
			定員41人～60人 11千円／事業所
			定員61人以上 16千円／事業所

※ 定員は、令和7年7月1日時点で、県又鹿児島市に届け出ている定員です。

ただし、医療型障害児入所施設については、令和7年7月1日時点で、現に入所している障害児の数とします。

2 給付金の支給対象事業所等について

Q 4 各給付金の支給対象となる事業所等は。

支給対象事業所等の要件は、次のとおりです。

(1) 共通事項

県内に所在する事業所等で、令和7年7月1日時点で、Q3記載の表第1欄の指定を受けている事業所等のうち、令和7年2月1日から令和7年6月30日の間に提供したサービスに係る障害福祉サービス等報酬又は県から給付費等の支払実績があること。

※ したがって、令和7年7月2日以降に指定された事業所等は、給付金の支給対象事業所等になりません。

(2) LPガスを使用する事業所等への給付金

令和7年7月以降にLPガスを使用している事業所等で、知事が別に定める日(※)までに「令和7年度(6月補正)鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に定める『支給対象事業所等申出書』(第1号様式)により申出を行った事業所等

※ 知事が別に定める日については、Q8参照のこと。

Q 5 休止中の事業所等は、支給対象事業所等に含まれるか。

令和7年7月1日時点で、休止中の事業所等は対象となりません。

※ 次の事業所等も支給対象外となります(要綱第3条)。

- (1) 市町村、一部事務組合等が設置する事業所等
- (2) 指定発達支援医療機関である障害児入所施設
- (3) 本給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者が設置する事業所等

Q 6 事業所等は鹿児島県内にあるが、法人の本社が鹿児島県内にない場合、給付金を受給できるか。

法人の本社が鹿児島県外であっても、対象事業所等が鹿児島県内に存在する場合、当該事業所等については支給対象となります。

鹿児島県外に所在する事業所等については、本給付金の対象外となります。

Q 7 訪問系サービス、相談系サービスの事業所が支給対象とならないのはなぜか。

本給付金は、Q1のとおり、LPガスの価格高騰分の一部を支援することを目的としています。そのため、障害福祉サービス事業所等のうち、利用者に対し、入浴などのサービス提供を行うため、LPガスの価格高騰の影響を受ける「通所系」及び「入所・居住系」のサービスを対象としたところです。

3 給付金の受給手続について

Q 8 給付金を受給するためには、どのような手続が必要か。

① 提出書類

事業所の状況によって、必要書類が異なります。下表で御確認ください。

サービス名	例	事業所等で LPガスを 使用	令和7年度（令和6年度補正繰越） 鹿児島県障害福祉サービス事業所等 物価高騰対策支援事業において、LP ガスを使用していることを証する 書類を提出している	給付金の支給	必要となる手続・提出書類等
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、共同生活援助、療養介護、施設入所支援、障害児入所施設	①	×	—	支給されません	申出や手続きは不要です。
	②	○	×	LPガスの 給付金対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式） ②令和7年7月以降にLPガスを使用している ことを証する書類（検針伝票、利用料金請求 書、利用料金領収書の写し等）
	③	○	○	LPガスの 給付金対象	①支給対象事業所等申出書（第1号様式）

※ 給付金の受給を辞退したい場合 ⇒ Q14 を御確認ください。

※ 給付金の振込先口座を変更したい場合 ⇒ Q15 を御確認ください。

② 提出方法

メールで提出をお願いします。

③ 提出時の留意事項

申出書等は Excel ファイルのまま御提出ください。

④ 提出書類の入手方法

①に記載の申出書等の様式は、県ホームページで公開しています。

お手数ですが、下記の県ホームページからダウンロードしてください。

鹿児島県ホームページ：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/r7bukkakoutou.html>

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉全般 > サービス提供事業者の
皆様へ > 令和7年度（6月補正）障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支
援事業について

⑤ 提出期限

令和7年9月12日（金） ※必着

⑥ 提出先

メールアドレス：uketsuke-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

※ 原則として、事業所のアドレスや事業所が職員個人に割り当てたアドレスから提出してください（事業所が管理しているメールアドレスであれば、gmail等のドメイン名でも可）。

※ メールの件名に必ず「（法人等名）物価高騰対策支援申出」と入力してください。

Q9 複数の事業所等を運営している場合、事業所等ごとに申し出るのか。法人で事業所等を取りまとめて申し出るのか。

法人が運営する事業所等のうち、給付金の対象となる事業所等分を取りまとめた上、申出を行ってください。

Q10 LPガスを使用していることが分かる書類とは。

令和7年7月以降に事業所等でLPガスを使用したことが分かる次の書類のうちいずれかです。任意で選択した1か月分の写しを提出してください。

- ① 検針伝票の写し
- ② 利用料金請求書の写し
- ③ 利用料金領収書の写し

ただし、令和7年度（令和6年度補正繰越）鹿児島県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業実施要綱（令和7年4月1日施行）第2条第1号アに基づくLPガスを使用する事業所等への給付金を受給するためにLPガスを使用していることを証する書類を提出している場合であって、令和7年7月以降も継続してLPガスを使用しているときは、書類の添付は省略可能です。

なお、上記①～③の書類に、LPガスの使用に係ることの表示がないもの、法人名や事業所名の記載がない場合は、写しの余白にLPガスの使用に係るものであることや支給対象事業所等に係るもので相違ない旨の記載をお願いします（下記記載例参照）。（押印は不要です。）

【記載例①：LPガスの検針票・請求書・領収書等であることの表示がない場合】

この写しは、LPガスの使用に係る〇〇〇（＝検針票・請求書・領収書等の名称）で相違ありません。

令和7年×月×日 △△△（＝法人名） ☆☆☆・◎◎◎（＝代表者役職名・氏名）

【記載例②：法人名・事業所名の記載がない場合】

この写しは、〇〇〇（＝事業所名）に係るもので相違ありません。

令和7年×月×日 △△△（＝法人名） ☆☆☆・◎◎◎（＝代表者役職名・氏名）

※ 記載内容が事実と異なることが発覚した場合は、給付金の支給を取り消し、返還を求めることになりますので御留意ください（Q11 も同じ）。

※ 都市ガスは支援対象外ですので、都市ガスではなくＬＰガスであることを御確認ください。

Q11 複数の対象事業所等が1つの建物の中にあり、ＬＰガスの契約が1つになっている場合（個々の対象事業所等で契約していない場合）、提出書類はどのようにすれば良いか。

Q10 と同じく、写しの余白に対象事業所（複数ある場合は、全ての事業所名を記載）に係るもので相違ない旨の記載をお願いします。

Q12 対象事業所等であるのに、給付金の「支給通知」が届かない。
「支給通知」に記載されていない事業所等がある。

支給対象事業所等の要件を確認しますので、Q19 に記載の問合せ先へメールで御連絡ください（緊急の場合は、電話による連絡も可）。

支給対象事業所等の要件を満たすことが確認できた場合は、Q8 に記載の必要書類を提出していただくことになりますが、詳細の手続は、個別に御案内します。

Q13 給付金の受給を辞退したい場合は。

給付金の受給を辞退する場合は、要綱に定める『受給辞退届出書』（第2号様式）をQ8記載の提出先へ送付してください。

Q14 給付金の受給口座を変更したい場合は。

給付金は、原則、障害福祉サービス等報酬の振込先として、対象事業所等が鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録している口座（以下「登録口座」という。）に振り込みますが、登録口座が使用できない場合など、振込先の口座を変更したい場合は、要綱に定める『振込口座変更届出書』（第3号様式）及び振込口座を確認できる通帳の写し（※）を令和7年9月12日までに、Q8記載の提出先へ送付してください。

※ 銀行名、支店名、カタカナの口座名義人及び口座番号が記載されている部分の写し

Q15 各申出書に添付する書類や通帳等について、スマートフォンなどで撮影した画像でもよい。

差し支えありません。

ただし、画像が鮮明であり、内容が読み取れるものであるか確認の上、画像データ（ＪＰＥＧ形式、ＰＮＧ形式等）又は画像データをＰＤＦ形式に変換したものを、メールに添付してください。

Q16 インターネットバンキングを利用しているが、振込口座が分かる書類とは何を
用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

画像データを提出する際の留意事項は、Q15 と同じです。

Q17 申出書等書類提出後、記載漏れや記載誤りに気づいた場合は、どうすればよ
いか。

再度、正しい書類を提出してください。提出の際、『再提出』である旨をメ
ールの「件名」に明示して提出してください。

4 問合せ等について

Q18 給付金はいつ支給されるか。

給付金の支給（振込）は、令和7年11月頃を予定しています。

ただし、振込口座を変更する場合は、上記予定期日より遅れることがあります。

また、申出書及び添付書類等に不備があり、修正に時間を要した場合も支給が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

Q19 給付金全般に係る問合せ先は。

下記のアドレスへ「メール」にてお問い合わせください。

原則、メールでの問合せとさせていただきますが、緊急の場合は、電話でも受け付けます。

<メール>

uketsuke-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

<電話番号>

099-286-2760, 2749

<電話受付時間>

8:30~17:15（平日 12:00~13:00 及び土日祝を除く。）

Q20 審査状況や支給日等を確認したい。

申し訳ありませんが、書類審査の進捗状況等については、お答えできません。
後日届く給付金の支給通知により、金額及び支給予定日を確認してください。

5 その他

Q21 この給付金と同じ目的（Q 1 参照）の給付金又は補助金等を市町村等から既受給している、又は今後、受給する予定があるが、この給付金も受給することができるか。

市町村等から同じ目的の給付金又は補助金を受給している（予定を含む）・いないにかかわらず、この給付金を受給することは可能です。

ただし、この給付金を受給した場合に、市町村等から給付金又は補助金を受給できるかについては、市町村等支給先に御確認ください。

Q22 支給された給付金について、使用に係る制限があるか。

この給付金は、Q 1 に記載のとおり事業所等の負担の一部を軽減するために支給するものですので、各事業所等で適切に判断の上、使用してください。

なお、給付金の使用実績に係る県への報告等は不要です。

Q23 この給付金は税務上、課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金に算入され課税対象となる可能性があります。税務上の取扱いについては、税務署に御確認ください。

Q24 この給付金について、県から電話がかかってくることがあるか。

あります。

申出書や添付書類等に不備があった場合、確認や書類の修正をお願いするため、県から電話連絡をさせていただくことがあります。

この場合、県の電話番号は、『099-286-2760又は2749』です。

特殊詐欺には、十分御注意ください。